## ①バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)の概要

#### 旅客施設共通

## ※代表的なものを抽出した。なお、下線部は、旧ガイドラインからの変更箇所を示したもの。

#### 1. 移動経路に関するガイドライン

- 〇主動線、<br/>他の公共交通機関等への乗り換え経路をバリアフリー化する。
- ○主動線以外の他の経路についても可能な限りバリアフリー化することが 望ましい。
- ○公共用通路との出入口は、90cm以上(180cm以上が望ましい)の幅を確保する。
- 〇通路は、140cm以上(180cm以上が望ましい)の幅を確保する。
- ○傾斜路の勾配部分は、その存在を容易に識別できるものとする。
- ○階段の踏面端部(段鼻部)は、段を容易に識別できるものとし、<u>始まりの</u> 段から終わりの段まで統一された色とする。
- <u>○利用者動線や車いす使用者の利便性等に配慮し、スルー型エレベーター</u> が有効な場合は、その設置を積極的に検討する。
- <u>〇エレベーターロビー付近に下り階段・段差を設けない。下り階段・段差がある場合には十分な広さの空間を設ける等の措置を講ずる。</u>
- 〇上り又は下り専用エスカレーターには進入可否を表示する。<u>上り又は</u> 下り専用でなくとも進入可否を表示することが望ましい。
- 〇エスカレーターには、行き先等を知らせる音声案内装置を設置する。

## 2. 誘導案内設備に関するガイドライン

- ○視距離に応じた文字の大きさとする。また、サインは視点の高さへの 掲出が望ましい。
- ○色覚障害者に配慮した色の選択例を例示。
- Oピクトグラムは、JIS Z8210に示された図記号を用いる。
- <u>○誘導サインは、連続的に繰り返し配置されるよう、関係者間で協議調整し、表示内容を統一することが望ましい。</u>
- 〇出入口から乗降口に至る経路上に、線状ブロックを敷設する。

### 3. 施設・設備に関するガイドライン

- ○多機能トイレを利用し易い場所に男女共用のものを1以上設置するか 男女別にそれぞれ1以上設置する。複数方面からバリアフリー経路が 確保されている場合は、当該方面ごとに多機能トイレを設置することが 望ましい。
- <u>○多機能トイレのオストメイト用水洗装置付近にパウチ等を置くスペースを</u> 設置することが望ましい。
- 〇乗車券等販売所等には、筆談用のメモ用紙等を準備し、<u>当該設備を</u> 保有している旨表示する。
- また、コミュニケーションボードを設置することが望ましい。
- ○主な経路上にベンチ等の休憩設備を設ける。

## 個別の旅客施設

#### 【鉄軌道駅】

- 〇90cm以上の幅を確保した改札口を1以上確保する。
- ○車両とホームの段差・隙間は、できる限り平らかつ小さくする。新設駅や 大規模改良駅においては、プラットホームを直線に近づける配慮が必要。
- ○車いす用渡り板は、幅80cm以上、使用時の傾斜は10度以下として十分 な長さを有し、耐荷重300kg程度のものとする。

#### 【旅客船ターミナル】

- 〇90cm以上の幅を確保した乗船ゲートを1箇所以上設置する。
- ○連絡橋、タラップ・ボーディングブリッジ等には、段差を設けない。やむを 得ず段差が生じる場合は、フラップの設置等によりこれを極力小さくする。

#### 【バスターミナル】

- ○乗降場と通路との間に高低差がある場合は、傾斜路を設置する。
- ○乗降場に行くため誘導車路を横切る必要がある場合は、横断歩道等を 設ける。
- ○時刻表には、ノンステップバス等の運行時間を表示することが望ましい。

#### 【航空旅客ターミナル施設】

- 〇航空旅客搭乗橋は、90cm以上の幅を確保し、勾配は1/12以下とする。
- 〇航空旅客搭乗改札口のうち1以上は、80cm以上の幅を確保する。

# ②バリアフリー整備ガイドライン(車両等編)の概要

※代表的なものを抽出した。なお、下線部は、旧モデルデザインからの変更箇所を示したもの。

## 通勤型鉄道•地下鉄

- ○900mm以上の幅を確保した乗降口を1以上設ける。
- 〇ホームとの段差はできる限り平らに、隙間はできる限り小さくする。
- 〇号車番号等を車内乗降口扉(高さ1.4~1.6mの範囲)に点字等表示する。
- 〇乗降口の近くに優先席を設置する。
- 〇吊り手を設置する。
- ○1列車に1箇所以上の車いすスペースを設け、<u>車両編成が長い場合に</u>は、2以上の車いすスペースを設ける。
- 〇1車両毎に1ヵ所の車いすスペースを設置することが望ましい。
- ○客室にトイレを設置する場合は、1列車に1以上多機能トイレを設ける。
- 〇次停車駅名等を文字及び音声による案内を提供する。
- ○車両の連結部には、転落防止用ほろを設置する。

## 都市内路線バス

<u>ノンステップバスを標準車として普及していくことが適当と考えられることから、ノンステップバスのみを想定した構成を採用することとした。</u>

- ○乗降時の床面高さは<u>270mm</u>以下とする。乗降時のステップ高さは<u>200mm</u> 以下とすることが望ましい。
- ○スロープ板は、幅800mm以上、バスベイで乗降する際の角度7度以下、 長さ1,050mm以下、耐荷重は300kg程度とする。
- ○車いす2台分以上の大きさの車いすスペースを確保する。
- ○車内段差等を排除したフルフラット化を目指すことが望ましい。
- 〇降車ボタンの高さを統一する。
- ○筆談用のメモ用紙などを設け、当該設備を保有している旨を表示する。
- 〇コミュニケーションボードを準備することが望ましい。

#### 航空機

- <u>○通路面の客席の半数以上について可動式のひじ掛けを設ける。通路面の全ての客席に可動式のひじ掛けを設けることが望ましい。</u>
- ○航空機内において利用できる車いすを備える。

## その他

- 〇上記のほか、都市間鉄道、都市間路線バス(高速・リムジンバス)等の 構造及び設備に係るガイドラインを掲載。
- ○旅客船の各部位の構造及び設備に係るガイドラインは、「旅客船バリアフリーガイドライン」(別途策定)を参照。

#### タクシー

対象とする障害種別等	<u>想定</u> <u>車種</u>	配慮事項	基準上の 位置づけ
(1) 車いす等対応		(乗降設備)	
①大型電動車いす ・ストレッチャー等対応	<u>バン</u>	・リフトによる乗降 ・大型の電動車いすやストレッチャー への対応 等	福祉
②車いす対応(①以外)	ミニバン	<u>・リフト又はスロープによる乗降</u> <u>等</u>	福祉
③ユニバーサルデザインタクシー	= =	・スロープによる乗降 ・流しの運行により障害者、高齢者 等、またその他の旅客もいつでも 利用可能	福祉
<ul><li>④肢体不自由者・高齢者等対応</li></ul>	<u>セダン</u>	<u>・回転シートへの移乗</u> ・車いす等補装具収納スペース 等	福祉
⑤その他のタクシー車両 における車いす等を	<u>セダン</u>	<u>・固定シートへの移乗</u> ・車いす等補装具収納スペース 等	<u>一般</u>
(2) 視覚障害者への対応	<u>全車種</u>	・点字表示   ・運賃の音声案内   ・見分けやすい表示(弱視・色覚)   等	福祉・一般
(3) 聴覚障害者への対応	全車種	・筆談用具等	福祉・一般
(4)知的・発達障害者への対応	全車種	・コミュニケーションボード	福祉・一般
(5)高齢者、障害者等 その他配慮事項	全車種	<u>・座席</u> ・車内手すり 等	福祉・一般